

第65回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成27年7月15日(水) 午後2時から午後3時15分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室
- 3 出席者
 - (1) 会長 小室 充孝
 - (2) 委員 本田 耕一、鈴木 まがね、加藤 芳永、清水 隆男、乃美 香津子、堀 基泰、宮崎 英典
 - (3) 事務局 隅田総務部副部長(総務課長事務取扱)、望月行政情報係長、飯塚主事
 - (4) 説明員 (情報システム課) 石塚情報化係長
(市税総務課) 渡辺税制係長、蓮見納税係長、工藤主事
(市民税課) 平田課長、武井市民税係長、日下部市民税係長
(消防総務課) 小野塚主査
(救急課) 岸課長

4 資料 別紙のとおり

5 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 議 事

要旨は次の<諮問審議>のとおり。

<諮問審議>

会 長 それでは、議題に入ります。議題(1)諮問事項ア「高齢・過疎化地域における救急搬送困難事案に関する研究事業」についての審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<消防総務課及び救急課説明員入室 岸課長が資料1に基づき説明>

説明員 それではお手元にあります個人情報取扱事務の諮問事案書に基づいてご説明させていただきます。本来ならば消防本部の文書主管課である、消防総務課長が説明するところですが、今回は救急業務の案件ということで、救急課の岸からご説明させていただきます。

今回の諮問事項ですが、救急出動情報の目的外提供です。消防が行っている救急業務は、傷病者いわゆる患者の住所・氏名・生年月日・その他症状・搬送先医療機関といっ

説明員 た数々の個人情報収集して記録するといった業務がございます。これらの保有情報を目的外提供するにあたり小田原市個人情報保護条例第9条の定めに基づきまして、審議会へ諮問させていただくものでございます。

事務の目的ですが、資料にもありますが、東海大学医学部外科学系救命救急医学の、猪口貞樹教授から「高齢・過疎化地域における救急搬送困難事案に関する研究事業」に関する学術研究を行うにあたり、県西地域の救急出動情報の提供依頼がございました。猪口教授が現在行っている調査、研究事業につきましては、消防法第35条の5に基づき、神奈川県に法定協議会として県の附属機関である神奈川県救急搬送受入協議会が定例的に県内の市町村消防に照会し、実態調査を行っていますが、平成25年中の実態調査結果に基づきまして県の補助事業として研究を実施している最中と伺っております。

さらに細かく研究したいとのことで、神奈川県西部における救急搬送及び傷病者受入の状況をより詳細に分析するためには、小田原市消防本部管轄内における2年間のデータ分析や「発生場所から医療機関までの時間や距離など」の情報が必要であることから、別紙項目についてデータの提供を行うものです。なお、救急傷病者の受け入れ体制・救急搬送困難事案の解消につきましては、高齢化の進展に伴う救急需要の増大や救急医療機関の減少などにより、全国的に喫緊の課題となっていますことから、本調査研究事業につきましては、神奈川県西部における公衆衛生の向上及び住民の福祉の向上に資するものであり、また、限られた地域医療資源を有効に活用し、住民の生命財産を守ることを責務とする救急業務の向上に役立つものとして、極めて公益性が高い研究事業であると考えられます。

個人の類型につきましては、今回提供するデータは、小田原市消防本部管轄内で発生した救急事案のうち、平成25年度及び平成26年度の2年度分でございます。データの件数としましては約3万件ということになります。

個人情報の項目名につきましては、別紙のとおりでございますが、救急業務に伴い収集し、救急報告書に記載されている情報のうち、発生場所に係る情報、活動時間に係る情報、傷病者の症状等に係る情報、収容先医療機関に係る情報及び医療機関の選定等に係る情報の提供となっています。なお、これらの情報には氏名、生年月日、居所（住所）、電話番号などの個人を直接特定できる情報は含まれておりませんが、出動場所（発生場所）地番が傷病者の住所と同一の事案が存在するなど、「個人を識別できる情報を含む」ため審議会への諮問を行うものとなりました。

個人情報提供先ですが、依頼文があります東海大学医学部となります。東海大学医学

説明員 部及び医学部付属病院につきましては、昭和59年に救命救急センターを開設し、平成3年には高度救命救急センターとして指定され「神奈川県ドクターヘリ」の運航や神奈川県西部の救急医療並びに救急隊の活動に対して御尽力いただいております、我々消防機関の救急活動と密接に関連している大学及び医療機関であります。

最後に本人通知の実施の有無及び通知しない理由ですが、今回の情報提供につきましては、2年間の約3万件のデータ提供になることから、通知をすべき対象が大量であること、かつ、本人が通知を受けても選択する余地がないこと、並びに対象者が0歳から既に死亡した者であることなどから、本人への通知は行わないこととするものです。

以上で概略ではございますが、事案の説明とさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。委員の方から何かご質問ありますか。

委 員 救急搬送困難事案とはどういったことでしょうか。

説明員 皆さんご存知だと思いますが、過去に奈良で産婦人科系の救急車の受入れ病院がなく、奈良から大阪まで搬送し亡くなられてしまったことがあり、そういったことを契機としまして、救急車で取扱った患者さんをできるだけ速やかに医療機関へ搬送することを目的に回り、各都道府県の附属機関として協議会が設置されました。神奈川県におきましては病院へ4回連絡しても受け入れできなかった、又は30分以上救急の現場に救急車が留まって連絡しても受け入れができなかったことを救急搬送困難事案としてい

ます。

既に東海大学でも県の実態調査をもとにデータ分析をしておりますが、この地域ですと、病院への連絡回数が比較的多いのではないかという結果が研究の中で出ておりますので、その辺をさらに細かく分析したいとお考えでした。

会 長 小田原市消防管轄内とはどのようなエリアでしょうか。

説明員 足柄地域1市5町の消防事務を受託しておりますので、小田原市を含めた2市5町ということになります。

会 長 各市町村の事務を委託されているということでしょうか。

説明員 はい。消防組織法に基づき、市町村が常備の消防を設置するという責務がございますが、火災や救急といった消防の業務に関わるものを1市5町から小田原市が受託するという形で行っております。したがって、文書事務などは小田原市の体系に基づいて取扱うということになります。

会 長 委託先にはこのことについて何か手当てなどはされていますか。

説明員 今、特には考えておりませんが。

会 長 情報の提供は紙ベースで行われるのでしょうか。

説明員 データの量が3万件にもなりますので、基本的にはメールではなく、CDなどに入れてデータの形で提供します。県の助成事業として調査、研究を行っておりますので、県の協議会や神奈川県への報告、また、大学ですので論文の作成や学会への発表が想定されますが、個人を特定できるものは匿名化すると聞いております。

会 長 高齢・過疎化地域における研究とのことですが、2市5町の中で小田原市も高齢・過疎化地域なのですか。

説明員 これは研究のタイトルですので、神奈川県内の状況で言いますと、県西地域は小田原市の高齢化も26%と、横浜や川崎地区に比べ、やはり高齢化は進展しております。

会 長 お聞きしたいのは、特定のエリアがこの地域に該当するので調査対象となったのか、それとも県内の消防事務を行っている全市町村が調査対象となったかということです。

説明員 東海大学医学部及び病院は湘南地区の救急隊の医療行為を担保するメディカルコントロール協議会の中で、県西だけでなく、湘南地区を含めた14消防本部に同様の依頼をされているようです。

会 長 特定の地域が高齢化、過疎化しているからとターゲットを絞って調査しているわけではないのですね。

説明員　　そうです。ただ、県の中では県西部の高齢化が進展しています。

会　長　　調査が行っていない消防本部はないのですね。

説明員　　はい。県西地域を含め東海大学の救命センターのエリアにあたります、14消防本部には行っております。なので、北里大学病院や横浜市大病院エリアの消防本部には出していないです。

会　長　　他に何かありますか。

委　員　　東海大学は救急搬送に関わっていますが、その部分のデータについてはもともと東海大学にあるわけですね。

説明員　　東海大学へ搬送する救急事案というのは小田原消防の場合は年間約5%程度ですが、この地域の小田原市立病院を含む救急病院への搬送の実態や、どこで発生した救急事案で連絡回数が増えているのか、時間が掛かっているのかといった、詳細な分析をしたいということです。

会　長　　よろしいでしょうか。
それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会　長　　では、審議に入ります。諮問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。

(意見なし)

会　長　　それでは採決します。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。
次に、(2) 報告事項に移ります。事務局からア「特定個人情報保護評価結果について」説明についてお願いします。

＜市税総務課及び市民税課並びに情報システム課説明員入室 渡辺税制係長、平田市民税課長、武井市民税係長、日下部市民税係長が資料 2 に基づき説明＞

会 長 委員の方から何かご質問はありますか。

委 員 「4 市民税・県民税賦課事務 重点項目評価書」9・10 ページに記載されている4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の中で、再委託欄がありますが再委託するまたは再委託しないの書き方について教えてください。

説明員 10 ページの委託事項 4 は日立製作所と委託契約しますが、運用支援に関してはさらに日立製作所が子会社へ再委託しますので、再委託すると書いています。委託事項 4 以外は再委託が行われていないので、再委託はしないと書いています。

会 長 他にご質問ございますか。

委 員 委託先で個人情報の保護に関する規定がそれぞれあるとのことですが、それぞれ違うのでしょうか。それとも同じような管理の規定を設けているのでしょうか。

説明員 委託事項 1、2 につきましては封入封緘業務ですので、まず紙ベースで業者へ渡しますが、破損したものに関しては必ず返却を求めている規定になっておりますし、さらに事前に渡してある個人一覧のリストについても、破棄したことについて文書を提出させています。データにつきましても、基本的にはデータを作成し納品していただいておりますが、一定の期間が経った段階でデータを破棄していただくことを契約で規定していますので、破棄した証明書を提出してもらうことになっております。

委 員 委託先それぞれに応じて細かく契約の中に個人情報保護についても定めているということですね。

説明員 はい。

会 長 「2 市税収納管理事務 重点項目評価書」7ページ、6. 特定個人情報の保管・消去の保管場所の記載に、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管するとありますが、サーバーとは具体的にどのようなものでしょうか。単なるパソコンでしょうか。施錠は可能でしょうか。

説明員 大きいサーバーが施錠可能な場所にあります。昔で言うパンチ室、マシン室ですが、今は指紋認証、生体認証を登録された方しか入れないよう、管理しています。

会 長 このシステムのサーバーは所管課の施錠できる部屋ということでしょうか。

説明員 市税収納管理システムについては、昔で言うホストコンピューターシステムのこと
で、マシン室に入っております。

会 長 9. 従業者に対する教育・啓発に両方とも記載されている、情報セキュリティ監査を定期的に実施し、と書いてあるのですが情報セキュリティ監査はどのような頻度でどのように行っているのでしょうか。

事務局 情報セキュリティ監査につきましては、情報セキュリティに関する事項を定めた情報セキュリティポリシーで監査について定めがあり、監査人は現在総務課が担っております。定期監査を年1回必ず実施し、各職務の実態調査や各職員に対する意識調査をアンケート形式で、情報システムにおける情報の取扱いの安全性や意識の確認を行います。必要に応じて随時実施することもできますが、必ず年1回は実施しております。

会 長 抜き打ち監査のように監査人が予告なしでチェックするようなことは行っていないのですか。

事務局 今のところ抜き打ち調査までは、行っておりません。

会 長 他にどなたかいらっしゃいますか。

委員 先ほど封緘業務は紙ベースでその他は業者に依頼してデータを作成してもらうというお話でしたが、データ作成で誤データ等ありましたか。

説明員 打ち間違いのようなものはケースとしてはありますが、確率としましては0.01%くらいで精度としてはそれなりに高いです。また、納品は一度にではなく、数回に分けて納品されますので、1段目の納品の段階でミスが多いように見受けられた場合には、こちらの指示のミスの可能性もありますので、再度徹底していただく指示を出して誤りがない形で契約して進めていくところであります。

誤りがあったとしても、基本的に市民税課の職員がデータを全て確認しますので、そこで必ずチェックが掛かりますので、そのまま課税ということはありません。

会長 「4 市民税・県民税賦課事務 重点項目評価書」11ページ、5. 特定個人情報の提供・移転の移転とはどのような定義なのでしょうか。

説明員 基本的に提供とは、小田原税務署や、他の市町村など他機関で小田原市以外に情報を供することを言います。移転とは、小田原市の戸籍住民課など市の内部で情報をやり取りすることを言います。

会長 これは端末を通じて見るということですか。

説明員 そのとおりです。

会長 他になければ、ア「特定個人情報保護評価結果について」の報告はこれで終わります。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 次に報告事項イからエまでを、一括して事務局から説明をお願いします。

<事務局からイ「個人情報取扱登録簿について」からエ「個人情報漏えい事故について」まで各資料に基づき説明>

会 長 何かご質問はありますか。

(質疑なし)

会 長 それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 では、第65回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第65回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(高齢・過疎化地域における救急搬送困難事案に関する研究事業)
- ・依頼文写し(救急搬送困難事案に関する調査・研究への御協力をお願い)

●資料2

- ・特定個人情報保護評価 進行状況(第65回審議会資料)
- ・2 市税収納管理事務 基礎項目評価書
- ・2 市税収納管理事務 重点項目評価書
- ・4 市民税・県民税賦課事務 基礎項目評価書
- ・4 市民税・県民税賦課事務 重点項目評価書

●資料3

- ・個人情報取扱事務の登録状況
- ・個人情報取扱事務の登録状況の推移
- ・個人情報取扱事務課別登録数
- ・個人情報取扱事務登録の変動内訳(新規分、変更分、廃止分)

●資料4

- ・おだわらの情報公開・個人情報保護制度 平成26年度運用状況報告書

●資料5

- ・平成26年度分 個人情報漏えい等事故報告書